

平成 24 年度入学試験 憲法

問題 1

【出題意図】 憲法が要求している司法、行政、立法(議院の権限)の定義とその許容する国家機関の中身について考察し、具体的な、しかし現時点では架空の機関を素材に(現存するものを素材にすると安易な合憲論が頻出するため、これは回避した)、その判断を行うことで、憲法原理原則の理解が確かであるかを問うものである。3例のうち2例は頻出であり、確実な加点が必須である。

【採点講評】 前2者は頻出問題であって、確実な加点が必須であるが、行政裁判所という名前でも上訴可能性があれば必ずしも違憲とは限らないことの指摘は半分、独立行政委員会の合憲性の根拠は3分の2程度が不十分だった。ましてや、オンブズマンについては、議院の国政調査権ほかの根拠が思いもよらなかったというところであった。手堅い学習がある者となない者の差は大きい。

問題 2

【出題意図】 創作活動への規制が表現の自由を侵害するか否かについて、青少年保護との関係から論ずることを求める典型論点に係る出題である。本条例の規制が創作活動への大きな萎縮的效果をもつと考えるか、本条例の目的はあくまでも、創作活動や出版そのものへの規制ではなく、子どもへの販売を行わないようにするにすぎないと捉えるのか、条例の規制文言の明確性などが論点となる。

【採点講評】 岐阜県条例事件最高裁判決を前提にして、本条例の規制が創作活動への大きな萎縮的效果をもつと考えるか、本条例の目的はあくまでも、創作活動や出版そのものへの規制ではなく、子どもへの販売を行わないようにするにすぎないと捉えるのか、が論じられていれば、高い得点を与えている。また、条例の規制文言の明確性なども論じてもらいたいと考えていたが、表現の自由、萎縮的效果、明確性の論点を踏まえた答えはあまり多くなかった。さらに合憲限定解釈の可能性から違憲主張に応じた答えが少なかったのも、意外であった。